

第5回 国と地方TF 議事概要

1. 日時 : 平成19年9月4日(火) 13:00~13:50
2. 場所 : 永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 議題 : 島根県雲南市からの規制改革要望について
4. 出席者 : 【規制改革会議】川上主査、安念委員、小田原委員、米田委員
【雲南市】速水市長、佐藤課長、高橋弁護士

(島根県雲南市関係者入室)

川上主査 それでは、今日は時間的には1時50分までということでお願いします。

今回は20分ぐらい御説明をいただいて、その後質疑応答ということでひとつお願いしたいと思います。

速水市長 それでは、あらかじめ、今お手元にお配りさせていただきました資料に基づいてお話しをさせていただきたいと思います。

まず、今、川上先生の方からおっしゃっていただいた趣旨につきまして、私ども、声をかけていただいたことに、感謝やら、また今日のお話の内容を糧とさせていただいて、更に地域振興に頑張っていかなければいけないと改めて思った次第ですけれども、そうした私どもの意図をまた酌んでいただきまして、さまざまな御指導も今後よろしくお願い申し上げます。

私ども雲南市の紹介をまずさせていただきますと、先ほど、米田先生、どの辺にあるのかなとおっしゃいましたけれども、ちょうど松江市と出雲市の間には斐川町という飛行場があるところがありますが、その南にあります、東は松江市、西は出雲市に隣接しております。

この平成の大合併で、6町村が一緒になりまして誕生しました。島根県としては49年ぶりに誕生した市ということでございますが、面積が553平方キロ、人口が約4万5,000人でございます。面積は広うございますが、人口がその割にということで、島根県には8つの市がありますけれども、私どもの雲南市だけは、全地域が中山間地域でございます、あとの7つの市は海に面して、海の港をそれぞれ持っているわけですが、私どもも海の港とまではいなくても、先ほど言いましたように、15分ほどのところに出雲空港、空の港がありますので、斐川町さんを他自治体とは思わずに、緊密な付き合いもさせていただいて、戦国の武将のどなたかがおっしゃった「港が欲しい」というところまではいきませんが、とにかくそれだけの立地条件を生かした中山間地ではありますけれども、まちづくりをやっていきたいと思っております。

そうした雲南市でございますけれども、御多分に漏れず、大変な財政状況でございます、これを何とか乗り越えて、せっかくスタートした雲南市でありますので、雲南市ならではのまちづくりをやっていきたいと思っております。

しかしながら、平成の大合併がなぜ行われたかという点、いろいろありますけれども、究極のところ、そのまま単独では乗り切れない。民間レベルで言えば、いずれ資金ショートを起こして倒産。そういった状況が容易に予測されましたので、合併せざるを得なかった。しかし、ふだん合併ですと、民間であれば、いいところ同士が今のうちに合併してよくなっていく。あるいはいいところと一緒に、この窮地を乗り切っていくという合併しか考えられないわけですがけれども、私どもの合併は、それぞれの6町村が大変な財政状況で、困ったところ同士と一緒に、決してよくはないけれども、しかしそうは言っても、遊休公有財産といったものは、本当に要らないものは要らない、早く何かの有効活用しようとか、あるいは多目的利用が図られることによって、更に住民サービスが向上されればというようなことを想定し、時間はかかってでも単独にいるよりは一緒にいて、この厳しい状況を乗り切っていくということでスタートいたしました。

しかし、合併した当初は、合併までに合併協議会のときに立てました新市建設計画によって、何とかあと10年経てばよくなることができると思っていたけれども、平成16年11月1日に合併した直前に三位一体改革という政策が出されて、立てた建設計画をもう一回、見直しせざるを得ず、新市建設計画が根底から覆されたわけです。これは平成の大合併に臨んだ各自治体全部に言えることだと思います。

それでどうしたらいいかということでございますが、「入りを計って出ざるを制する」というのがその鉄則でございますけれども、入りを計ろうにも、税収の乏しいところではなかなか計れない。出ざるを制するといっても、それぞれが住民サービスの向上ということですとずっとやってきたものをダイナミックに削減するということになると、これは何のための合併だったのか、合併しなければよかったという声の方が更に大きくなっていく。そういった大きな命題、乗り越えようとしてもなかなか乗り越えられないハードルがあるわけですから、それらをどう乗り越えていくかということが、本当に今、大きな課題でございます。

そこで、この課題を乗り越えるために、公有施設の処分を挙げた訳ですが、合併前の旧6町村が借り入れた起債残高、借金残高を何とかまとめて返済するためには、このことをやっていくことが、有効と考えたところでございます。

私ども、今、一人当たりの借金の残高が、日経新聞にも出ましたけれども、一人当たり123万円というような数字でございます。当時、夕張市の問題がクローズアップされたときに、ついでに同じような借金にまみれた自治体はないかということで、全国ずっとトータル的に見たときに、どうも私ども雲南市が上から5番目ということだったようにございます。

でもこれは今、言いましたように、旧6町村の合併前のときの状況だった。それを4万5,000で割ると一人当たり市としてはそのぐらいになったということでございまして、とにかく一挙に何とかある程度のところまで借金の残高を低くして、その後、地道な出ざるを制す施策を講じることによって、定期的な繰上償還をしていく必要があるのではないかと考えた次第でございます。

そういったことで、公有施設を処分しようとして有効活用しようということを考えたときに、いろいろな課題がございました。そのことにつきまして、説明をさせていただくわけですが、まず公有施設の現状を見てみた場合に、今、言いましたことと重複いたしませんが、合併前にさまざまな公有施設を整備しておりますけれども、その整備に当たっては、合併前の6町村とも自主財源が乏しいことから補助事業とか起債制度をしっかりと活用してまいりました。そして、その維持についても交付税を当てにしてランニングコストに当てようということであったわけですが、交付税の大胆な削減によりまして、当てにしていた交付税が入らなくなってきたということがございます。

合併した結果どうなったかということ、6町村それぞれ体育館とか野球場とか文化ホール、思い思いにつくったわけですが、ほぼ同じようなものが6つはあります。ところが、合併したことによって、旧町村境の近くにあるようなところは、1つあれば事足りるというケースがあるわけですが、重複している施設は壊すか有効活用するかどちらか。壊すのはせつかつくったのに、まだ利用価値があるのにということになりますと、これは有効活用していくということが大切だろうということになります。

そこで、公有施設の多目的への転換をしようとしたときに、それが容易に認められるかということがございます。その辺が、これから有効活用していくに当たっての課題だと思っております。また、行政財政の中でも、学校が随分とございます。私も、小学校が25、中学校が9つ。でも、その小学校も、1学年1組というようなところ。その1組も10人とか、1年、2年が一緒に1組とか、いわゆる複式学級というものがございます。これらは、地域からすれば、学校こそが地域の明かりだと思っていられる方はおられますけれども、できるだけ大人数のところでは勉強させてやりたいという保護者もいらっしゃいます。それをどう調整を図っていくかということでもあります。

そういう状況にある中、この行財政改革をやっていかなければいけませんけれども、今、言いましたように、地方交付税が大幅に削減される、あるいは人件費を見た場合に、6町村の職員が一緒になった雲南市でございますので、もともと4万5,000~5万の自治体と比べますと、どうしても人が多くいる。しかも今、言いましたように、似たような行政財産があるということになりますと、物件費、人件費等を類団と比べますとかなり多いわけです。それが雲南市の場合に物件費で言いますと約1.7倍。公債費で言いますと、約3倍でございます。これらは当然、求められる財政諸係数等にはね返ってきますので、何とかしなければいけないということがございます。

では、どういう公有施設の活用方法をどう考えたらいいのかということですが、せつかつくった公共の施設でございますので、ダブっている施設については、多目的に使えないか。それを使うに当たっては、今まで公設公営であったものが公設民営にならないか。そして、民設民営にならないかということでございます。

特に、学校等については、今、小学校が25あると言いましたけれども、雲南市掛合町というところがございまして、竹下元総理の出身の町ですけれども、5つの小学校があるわ

けですが、これがどれも古くなりまして、学校の子供たちも少なくなって、5校を1校にまとめて、新しい掛合小学校が、来年4月1日から供共用開始になります。そうすると、今までの旧校舎5校があきます。この学校をどうするかということで、今の新しい雲南市のまちづくりに生かすことができないかということで、調査、研究を今やっているわけですが、この調査、研究に当たりましては、まさに内閣府が窓口になっていらっしゃる都市再生モデル調査事業を活用させていただいて、先月8月の初めから20日間、早稲田大学の古谷研究室の学生約20名に雲南市に来ていただきまして、掛合の廃校になる学校をどのように活用していったらいいのか、建築学を専攻なさっている学生の皆さん方に、いろいろ研究していただきました。その研究、また成果を出していただきますけれども、これからのまちづくりに生かしていきたいと思っております。

「4. 公有施設の有効活用に向けた検討」の4-1に入ったわけですがけれども、そのほかに「4-2 集会施設の地縁団体への無償譲渡(例)」ということで、農産加工場や集会所として活用できないか。

「4-3 福祉施設の売却(例)」ということで、これも例でございますけれども、今、介護保険事業対象施設がありますけれども、そうした施設は、必ず公共がやらなくても民間がやってもいいではないか。でも、そのためには、公設民営の分を民設民営にするよといったときに、有償か無償かということになってまいります。無償だと、最初の建設したときの補助金は返さなくていいようですが、有償だと返さなければいけないようです。

ですから、有償であろうが無償であろうが、補助金を返さなくていいようにしてください、そしてまた、民間がその施設を最初の建設目的にかなった利用をするのは勿論ですがけれども、それ以外の活用方法も可とするようなメリットを民間事業者に与えてください。そうしないと、民間はその受け手として、手を挙げる気にもなかなかないだろうということがあろうと思います。したがって、そうしたことも含めた福祉施設の売却というのはどうだろうか。

公営住宅も、いろいろな公営住宅がありまして、所得制限が設けられて、家賃が決まっている分もありますが、家賃が決まっていない住宅もあります。そうした住宅は、かなり質的にもよくて、民間がそれを取得した場合も十分魅力のある建物だと言えますが、では残っている残債の分を引き受けた上で、そうした買い手になってもらえるかということ、これはまた補助金を返せとかになった場合に、なかなかそこまでしてでもという気にはならないということになります。

こういった事例を挙げたわけですが、今、言いましたように、補助金を使って建てた公共施設、建てた上は利用目的を変えないで使ってよという縛り。こういったものがあると、なかなか民間はだれか民設でやってくれないということで公募したとしても、手を挙げてくれる方がいない。そういったときに、いろいろな縛りを取り払う。そしてまた、補助金返還を求めない。そういった対策が是非必要だろうと思っております。

例えば、あと償還が10年残っているといたときに、一括繰上償還をする。残高が5億。

それを一括繰上償還しようと思って売却した。でも、売却した金額が5億に満たないとか3億とかになった場合には、あと2億をどうするのか。それは一般財源で持ち出して返さなくてはいけないわけですね。そうすると、甘いよと言われるかもしれませんが、10年間で、あと残高が5億残っている。それに過疎債等を使っている場合は、その元利償還の70%が交付税で参入されますから、交付税措置は3億5,000万、その半分の1億7~8,000万円ぐらいは、交付税で補てんしてあげるよということでもやっていただければ、それは国としても賄わなければいけない3億5,000万円の半分相当で済むわけですから、そうするとそのことによって地方も記載残高を圧縮して、自主財源の初期経営諸計数の好転にも結び付くということにもつながりますから、是非、そうした対応をお願いできないかということでございます。

改革への視点として、6番目に挙げておりますが、要は、現存する施設はとにかく生かしていくことのできる「資産」、「資源」としてとらえるということ。遊休施設があるならば、それを有効活用するための繰上償還をやっていくということによって、基礎自治体にとってもプラスであるわけでございますが、国としてもずっと繰上償還しなかった場合には、補てんしていかなければならない地方交付税、そういったものを少しでも少なくすることができる。

施設の設置目的が限られているわけでございますけれども、たとえ使用目的が変わったとしても「広義の住民福祉の向上」に資する施設だととらえていただく。そのことによって、補助金制度改革というものが1つの方向性を見出すことができるのではないかと。

きめ細かな補助制度や会計制度があるのも、住民サービスの向上をしっかりと国が制度上、担保するためでございますけれども、今、私どものような状態の自治体が行政財産を有効的に活用していこうとすると、逆に設けられている補助制度とか会計制度というのが縛りになって、なかなか思うような施設の有効活用ができない。だから、そうした制度をできるだけ縛りを取り払っていただくということが自治体の自由裁量を促すことによって、幅の広いまちづくりというものを可能ならしめるということになるのではないかと。

施設の「リデュース」「リユース」「リサイクル」こういったものは進めていかなければならないわけでございますけれども、今まで言いましたことは、まさにこの再利用、再使用といったことを可能にすることにつながっていくと思われま。

7として、検討すべき事項を挙げておりますけれども、そうした縛りは、各省庁ごとに異なっておりまして、それを横断的に見直していく必要があるということが必要だと思っております。したがって、省庁ごとにやっていこうとしたときに、各省庁に基礎自治体が出かけて行って、こういったことはどうだろうか、ああいったことはどうだろうかということではなくて、それこそ内閣府にイニシアチブをとっていただいて、農水省だろうと国交省だろうと横断的なあるいは厚労省だろうと、補助金あるいは保証制度の在り方というものを見直していただく必要があるのではないかと。

地方交付税についても、基本的には1件ごとの内容により判断されるべきなわけですが、

今、過疎債にしても、合併特例債にしても、過疎債は例えば、100%充当。そのうちの元利償還金の70%は交付税で保証しますよというのが過疎債なわけですが、地方交付税の削減ということになりますと、一把一からげで、例えば雲南市の場合には、年間約130億の交付税があります。この中には、過疎債とか合併特例債とか、地域総合整備事業債とか元利償還金の何割は交付税で補償しますよと言っているわけですがけれども、130億の交付税の中には、色が付いているわけではありませんから、どんぶりではんど入ってくるわけですね。それを、では、130億を110億に、20億を削りますよといったときには、本来、元利償還金の70%は補償されていなければいけないけれども、十把一からげで仮に20億をばっと削られますと、その元利償還金として担保されているはずのものも削られるわけで、民間企業が銀行から借り入れたときに、黙って金利を上げるのと一緒でこれはおかしい。だったら民間企業もひとたまりもないわけで、それを今、自治体は強いられているわけですし、それ以外の交付税も減るが、元利償還金として相当分として担保されている交付税も減らされるわけですし、これはもうたまったものではないわけです。

財政の健全化が求められまして、財政力指数を求める4つの指標が出てまいりましたけれども、これは、借金残高をいかに減らすかということだろうと思います。しかし、アルファ%、ベータ%というものが今、出されていて、アルファ%はイエローカード、ベータ%はレッドカードというのが今年度中に出されるようですねけれども、それは全国押しなべて一律ということでありまして、都市型の基礎自治体と、地方型中山間地の基礎自治体型というのは、当然、設定の仕方が言ってみれば税収が多いところと、税収は幾ら頑張ってもなかなか上がらないところという分け方にもなるかもしれませんが、当然、分けられるべきだろうと思っております。

以上、記載したこととイコールフィッティングになるような説明ではなかったかもしれませんが、一応、説明を終わらせていただきます。

川上主査 ありがとうございます。非常に盛りだくさんな内容で、ちょっといろいろわからない点もありますので、質問をしたいと思います。

速水市長 一番最後を説明するのを忘れまして。これに尽きるとは思いますけれども、まず、地方自治体の財政をよくしていくためには、起債残高の圧縮が一番だろうと思います。そのためには、行政財産の処分をしていくということが一番とにかくやらなければいけないこと。そうしますと、行政財産を処分する際の国庫補助事業との取扱いで、普通は事業完了後10年経過した建物についてとなっておりますが、これを5年程度に圧縮していただいて、それを有償・無償に限らず、補助金、納付金の返還は不要にしていきたいというのが第1。

川上主査 済みません。先ほど、有償・無償の話がありましたけれども、例えば、その施設を利用する場合に、お金を取って利用するという意味の有償ですか。

安念委員 無償譲渡とか有償譲渡みたいな。下品な言葉を使えば、有償で金をもらったのだから、少しは割り戻せよという制度になっているということですね。

速水市長 そうです。

川上主査 無償譲渡だったら返さなくてもいいということですか。

速水市長 そうです。福祉施設についてはそういうふうになっている。

川上主査 福祉施設については、補助金適化法の範囲内ではということではないんですか。補助金を受けた施設についてはということではないですか。

速水市長 そういうことです。

安念委員 補助金を対象にしているんですね。

速水市長 はい。

川上主査 第三者に無償であげますよということですね。

速水市長 例えば、社会福祉協議会とかです。

川上主査 福祉の目的でということですか。

速水市長 そうです。

安念委員 福祉施設を社福に無償譲渡するときには割戻しはなし。私もよくは知らないですけども、リファンドはなしという制度になっているということですね。

速水市長 有償譲渡したときには、ちゃんと減価償却に見合うということもありましようが、返しなさいということですか。

川上主査 それが安くてもちゃんと残っているものは残存分を返しなさいということですね。

速水市長 そうです。

もう一つは、できれば、今ダブっている施設があるわけですけども、そうした施設を有効活用するためには、必ずしも最初の使用目的以外の用途でも、それが住民サービスの向上に利するのであればいいではないかと。例えば、学校が農業生産法人の事務所になってもいいのではないかと。飲み屋とかそういうことであつたら、当然それは常識の範囲外でありますけれども、自治会の集会施設でもいいではないかということですか。それが2つ目です。

3つ目は、繰上償還した場合には、あと10年残っているそれを払っていく場合には、その返済元利金の何割かを交付税で見ることになっているわけですけども、その半分程度は、是非、見ていただきたい。

安念委員 それは、繰上償還するインセンティブが今はないというか、むしろ繰上償還するとペナルティーがあるわけですね。事実上、補助金が来ない、打ち切られるという意味でのペナルティーですね。積極的に罰金を取られるわけではないけれども、今は、ずるずるスケジュールどおりにはまっていたのであれば、はまっている間、交付金が来るわけですけども、今は一定のところまで繰上返済してしまうと、もう借金返済したのだから後はいらなんでしょうということ、その後は何も面倒を見てもらえないということですね。

速水市長 それは前提として今、言いましたように、今、一生懸命使っているという施設に対しては、なかなかそういうインセンティブは働きませんが、今ダブっている

ものとか、遊休施設とか、そういった施設でも通常あったら維持費を払っていかないといけないわけですね。それを有効活用せぬがための繰上償還なわけだということです。

小田原委員 この将来措置されている範囲内というのは、遊休のままいったときに、交付税が入るわけだから、その分を繰上償還したときに面倒を見てくれ。

速水市長 全部ではなくても、せめて半分程度。

小田原委員 理屈から言えば、できそうな話が何でできないんですか。

速水市長 しかもそれが省庁ごとに違うんですね。

小田原委員 文科省と厚生労働省とは違うということですか。

速水市長 国交省もです。全然関係ない話でもっとあります。例えば、下水道の話でも、公共下水道は国交省。農業集落排水事業は農水省。農水省で出る汚泥は一般廃棄物。国交省で出る廃棄物は産業廃棄物。農業集落排水施設から出る処理水は滅菌した上で放水しなさい。公共下水道から出る処理水はしなくてもいいよとかです。でも、現場は、私ども自治体は1つですから、今それとは関係ないですけども、でも事業費の節減には結び付きます。

米田委員 今のようなお話も規制改革要望で出していただいでよろしいのではないですか。

速水市長 出しています。でも、ここに持ってくるタイミングがないですからね。

米田委員 ちょっとそれであれなんですけども、要は、新しいルールをどうやってつくるかという問題があるのですけれども、例えば、結局今からの補助金はなるべくひも付き補助金をだんだんなくす形で交付金化していこうという、交付税化していこうという流れがあるんですが、既に立ったものについては、条件つきでしっかりひも付きになっているわけですね。それをそのままにして、これからは緩めるけれども、既存のものはひも付きのままよというのでは、地方は自由を持って分権の中で自治体の方が知恵を出し合って地域を起こすということにとっても今、障害になっているわけですね。それは公共施設だけではなくて、それこそいろんなすべてのものについて言えるのだらうと思うんです。その象徴的なものが、今、一番上がっている公共施設ということだと思うんですが、ただ、私は思うのですけれども、例えば、地方自治体の地方分権の中に載せて、自治体の方々が野放図にはできませんから、協議してこういうふうなことをやろうということでもみんなの合意が得られて、しかも公共性がある程度担保できるのであればというようなことにおいて、自治体に任せるといような感じのルールづくりもありますね。

ある一定の条件はやはりあると思うし、地域の方々の合意というのは公共のものですから要ると思うんですが、それが得られたら、いちいち霞が関の1省1省にお伺いを立てなくてもある程度の範囲で、自治体で自由裁量ができるような方向はいかがですか。

速水市長 確かに、踏む手続としては一番いいのかもしれませんが、全国町村会、市長会、こういったことになりますと、図体は大きいですから、なかなか集約し切れないんですね。

ですから、本当にこれはと思うことに問題を絞って、それにプライオリティーを付けて、

できることから迅速にやっていくということになると、僭越な言い方になるかもしれませんが、本当に今、喫緊の課題は何かという問題把握をするためには、こういった小まめな機会を設けていただいて、町村会なり市長会なりで状況把握をしていただいて、それを逆に問題提起していただくという方が早いと思います。

ふだん、我々、年2回市長会とか町村長会から中国ブロックとかあるいは全国市長会とかということで、いろんな問題をまとめます。盛りだくさんのことがまとまって、上がっていきます。そういうステップを取るとすごく時間がかかるわけです。

米田委員 本当におっしゃることはそのとおりだと思うんですけども、あと地域再生計画というものがございますね。今、地域再生計画を出せば、ある程度の範囲において非常に限られた用途変更ですけども、ある一部の学校を福祉に変えとか、そういう幾つかの流れは地域再生計画でできるというスキームがあるんですけども、それだとやはり不十分で、もっと自由にさせてほしいというようなニーズはやはり強いということなんでしょうか。

速水市長 そうです。

米田委員 あれは、地域再生計画は使いやすいんですか。

高橋弁護士 使おうとは思わないですね。使わないためにどうするかということに頭がいってしまって、使ったらどうかということに目はいてないと思うんですね。

米田委員 私が客観的に見ても使いづらいというのが正直ありまして、実際にあれを使おうと思うと、いろんな小さい条件が付いていて、それをクリアしているうちに結局全然自由ではないではないかというような感じがなきにしもあらずなんですけれども、実態もそんな感じなんですか。

佐藤課長 実態としてはそうです。計画づくりに随分時間を取ってしまって、今もうすぐに来年でも民間側のニーズがあるんです。

速水市長 条件をクリアするのに、とにかく時間がかかり過ぎます。一にかかってそういうことですね。

川上主査 今、こういった市町村会でも、そういう話がいろいろやはり現実には出るわけですか。

速水市長 出ます。でも、公有施設の有効活用。借金残高の多い雲南市でありますので、分けて必要性に駆られて、とにかくこれを可能にしてもらおう。要は、今、歳出削減によって浮いた分を毎年の定額繰上償還に回して、借金残高を抑えよう、少なくしようと努力しておりますが、しかしそれによって、抑えようとする起債残高の高さが雲の上に突き出ている、市民の皆さんには見えないわけです。

したがって、その雲の下にまでちょっと下ろして、あっ見えた。あれを乗り越えるためには頑張ろうという気を起こさせていただくためにも、雲の上に隠れている部分を砕いてしまおう、そのためには、まとまった償還財源が要る。行政財産を有効活用するという視点をあくまでも失わずに、ある程度雲の下に下げるところまで使っていこうという発想で

す。

米田委員 でも、待ったなしですよ。地方財政健全化法がもうすぐ発効しますね。そうすると、今が分かれ目ぐらいの、現実問題、実は大変際どいところにおられますね。ですから、悠長なことを言っている場合ではないというのが、恐らく速水市長の御実感ではないかと思います。

ちょっと教えていただきたいのですが、地方財政の健全化法によると、済みません、これは本当に素人で教えていただきたいのですけれども、あれはどうなんですか。P Lが出るのですか。例えば、公民館みたいな公有資産がございますよね。そういうのは貸借対照表みたいなものでいくと、どういうふうな載り方をするのですか。現金ベースではなくて、やはりそれはいわゆる普通の複式でいくわけですよ。

速水市長 企業会計並みのB SやP Lは求められますけれども、例えば、B Sをつくっても、では本当にそのB Sが企業体質を現しているがごとく、基礎自治体の財務体質を現することができるかという評価はできないですね。

米田委員 おっしゃるとおりだと思います。特にたくさん公民館とかがあって多数の市町村が合併すると、帳票の上では、恐らく減価償却した残りの資産が計上されるわけですね。たくさん資産を持っているように見えるけれども、その実それが活用されていなくて、実は維持管理にお金がいって、現実はお荷物となっている。しかし、そういったP LとかB Sなどで見ると違う見方が財産として上がってくる。実際はその財産は、維持管理が毎年毎年すごいお金を食ってしまうということなのですよ。

速水市長 そうですね。ですから、今、新しく求められる財政指標が4つあります。単体で一般会計で赤字がどれだけあるか。連結でどれだけあるか。連結して元利償還金がどれだけあるか。一人当たりの将来の負担がどれだけあるかということですね。

米田委員 だから、今、道具を持たないまま頑張って健全化しろと言われていた状態という感じなんですか。

速水市長 そうです。ですから、道具はこちらで考えろとは突き付けられていないですが、考えなければいけない。そういうワンマターは何かということになると、借金残高をいかに落とすかです。企業でも家庭でも同じです。

川上主査 ということは、やはり売却ということ雲南市の場合は借金はまずは上の方の借金を少し減らそうではないか。こういうことになると、一番望ましいのは、やはり売却をしないとということ、売却に対しての今、ネックが非常に大きい。

速水市長 縛りがある。

川上主査 現実にはできないということでしょうか。

速水市長 そうです。

川上主査 それと目的外使用のことも言われましたか。

速水市長 はい。

川上主査 要するに、目的外使用に使う場合には実際使えないんだというような例がたくさんあるんだということですね。

速水市長 廃校になった学校を引き続き学校に使えと言ったって無理ですよ。

川上主査 例えば、地域住民のためにそこを何かほかに公民館みたいにして使いたいです。その場合に大体オーケーが出るのではないのですか。

小田原委員 オーケーは出るのだけれども、それだと、その借金は減らせないから。

速水市長 値打ちのあるものを売りたいんです。値打ちのあるものにはまだ建てて新しいものですから、借金が残っている。

米田委員 今は足して返さなければいけないんですものね。

高橋弁護士 民間が買うときはキャッシュフローで算出しますから、起債残高、その施設の残高が 20 億あったとしても、売るときには 5 億でしか売れない。15 億は借金として引き続き残る。ではその 15 億のうちの半分は、では交付税そのまま措置置く、継続してくださいということがお願いします。

5 億ではなくて 10 億で売るために、魅力ある目的外使用を柔軟にしていれば 10 億で売れるかもしれないので柔軟にしてくださいということです。

佐藤課長 そうですね。

米田委員 何かやはりあれですね。今の地方の自治体の財政危機は待ったなしの状態なので、本来はありとあらゆるやはり政策を動員して道具を自由に持たせてやるべきですよ。

速水市長 国は都会のど真ん中の国有財産を売れば、何兆という売上、売却代金が入ってくるわけです。そして、それは多分、補助金も何も関係ないでしょう。でも、地方の行政財産は金縛りにあっていますので、今、高橋先生がおっしゃるように、本当に 10 億あるもので売った 5 億しか入ってこなかったとすると、あと 5 億返さなければいけませんよね。

普通だったら 10 億を返すのに、その元利償還の 7 割が地方交付税で入ってきますけれども、売ってしまったらあと 5 億を返すのに今まで入ってきた交付税が入ってこなくなります。だから売ったら、少なくとも、残債ゼロにしないとどうにもしようがない。

川上主査 そういう自治体というのはやはりたくさんあるのですか。

速水市長 かなりあると思います。

佐藤課長 都合がいい話に聞こえると思うんですけども、我々も人件費は 1 割ぐらいカットしています。それから、職員の数も 1 割も減らしています。だけれども、その努力というのは、ほとんど交付税が減った分の埋め合わせにしかならなくて、起債の償還には至っていないんですね。やむを得ずそういうことをひねり出したということですね。恐らく、どこの自治体も同じような状況になっている。

川上主査 わかりました。済みません、2 時から当会議の会議が入っているものですから、ここで申し訳ないですけども、ちょっと中途半端になりましたけれども、事務局の方で一遍これはいろいろ聞き取り調査をやってもらった方がいいと思います。事務局の方

は、一度、雲南市の方にお伺いして、いろいろ聞かせてもらって整理してもらえますか。

是非ひとつそのようなことで、市長はお忙しいでしょうから、どなたからでもいろいろ実例を挙げて、そういうほかのところの要望もあれば、そういうところもし教えていただければ、そういうところにもまた聞き取りとか、あるいはヒアリングをやるとか、そういうこともやりたいと思っていますので、今、出たような話は、話としては上がるんですが、では実際どうなんですかと突きつめていくと、具体例が余り挙がってこないというのが現状なんです。ちょっと攻めどころがないというのが本来、今のようなことでたくさんお持ちだと思うんだけど、それがなかなか我々の耳に入ってこないというのが現状でして、そういう事例をたくさん拾い上げていきたいと思っていますが、ちょっと時間になりますので、今日はこのようなところで済みません。今日はお忙しいところありがとうございました。

高橋弁護士 例えば、この行政財産を売りますね。売った方が行政にもう一回リースバックをする。そのためのファイナンスを例えば地域の金融機関がファイナンスを付けます。そのときに民間に対する貸し出しとはまた別なので、融資のB I S基準を緩和するような形で、例えば、普通だったら20年の貸し出ししかできないんだけど、自治体に対する貸し出し、リースバックの案件に対する貸し出しなので、それは例えば、徴税権というのは永久ですから、30年、場合によっては50年の融資というのも可能にできるような金融面での補助があると、実はそういう流動化を側面から補助することになる。

米田委員 将来の徴税を担保にリバースで貸し出すということですか。

高橋弁護士 そうです。というかそれを今考えています。

米田委員 人口が減っていくから徴税を担保にというのは若干あれかなという気もしないでもないですけども、でもリバースの考え方は少し入れていかないと、今はっきり言って、地方は救えないですね。

川上主査 そういうことで、事務局の方からひとつ調査していただいて、実態を是非ちょっとまた教えていただければと思います。

米田委員 是非、事務局で雲南市に出張していただいて。

川上主査 どうもありがとうございました。